

## 第6章 西東京市障害児福祉計画

### 1 基本的な考え

西東京市障害児福祉計画は、3年の計画期間の中で、本市における18歳未満の人への障害児福祉サービスの提供量および提供体制の確保の方策を定めるものです。

### 2 国の基本指針に基づく指標

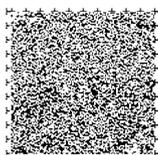
#### (1) 前期計画の目標の達成状況

##### ① 障害児支援の提供体制の整備等

本市では、令和4年度より、児童発達支援センターひいらぎを運営し、支援対象年齢をこれまでの未就学児から18歳までに拡充し、子どもの発達を一緒に考え、地域の中で育むことを基本理念に位置づけ、相談及び保護者支援等の地域支援体制の拡充等を図っております。センター化以降、相談実施後における子どもの状況を踏まえたグループ指導の体験を通じて、必要な療育の気づきにつなげるクラスを拡充しています。

相談・専門療育の面では、支援対象年齢を18歳までと拡充したことから就学後の保護者から相談を受けるケースが増加しており、これまで以上に関係部署及び関係機関との連携が重要となっています。地域連携の面では、アウトリーチとして、幼稚園、保育園訪問の回数増加、各種研修、講座の回数増加、他の児童発達支援事業所との連携等を進めています。

また、泉小学校跡地の障害者福祉施設では、重症心身障害児が利用できる放課後等デイサービスの事業所を確保することとともに、重症心身障害児が利用できる児童発達支援事業所を誘致しています。

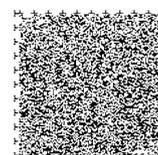


## (2) 本計画における成果目標の設定

### ① 障害児支援の提供体制の整備等

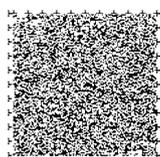
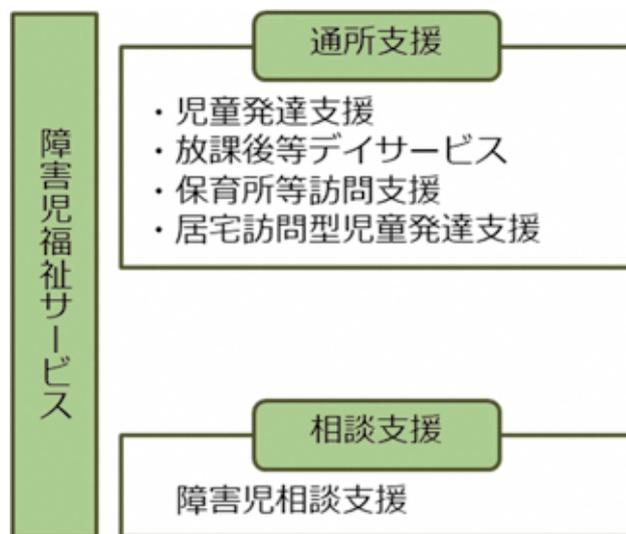
国では令和8年度までの目標として、新たに次の4つの目標を設定しています。

項 目	基準値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度末)
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	1か所
医療的ケア児等の支援に関して、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	未設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	0人	1人



### 3 障害児福祉サービスの見込み量と確保策

#### (1) 障害児福祉サービスの体系



## (2) 障害児通所支援

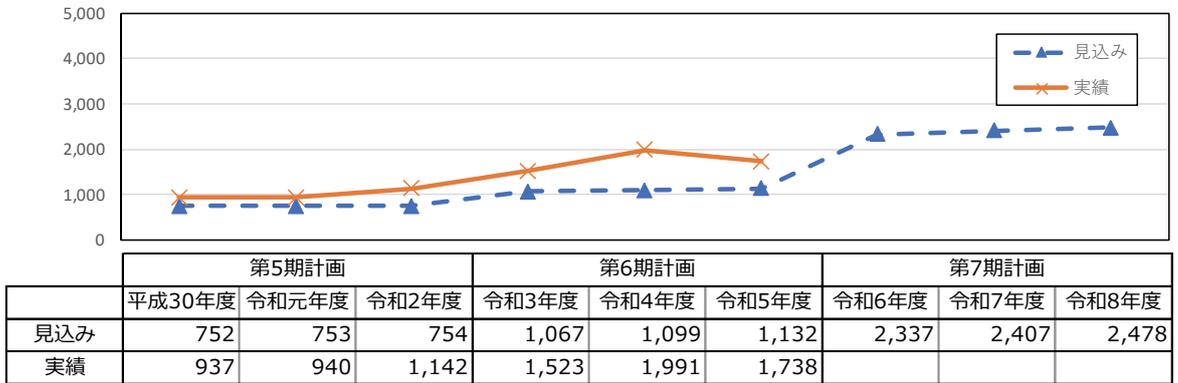
### ① 児童発達支援

児童発達支援は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

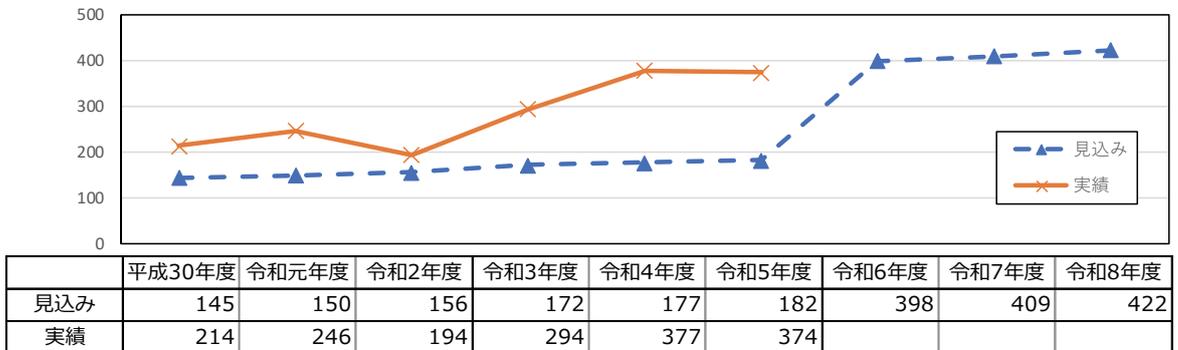
令和6年度より従来の児童発達支援と医療型児童発達支援が「児童発達支援」として統合されることから、過去の見込み及び実績については、従来の児童発達支援と医療型児童発達支援の合計を示しています。

<過去の利用実績と今後3年間の見込み量>

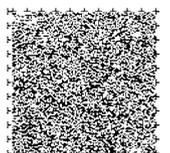
(人日/月)



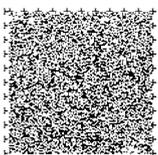
(利用者数/月)



※令和5年度は4月～9月分までの暫定実績



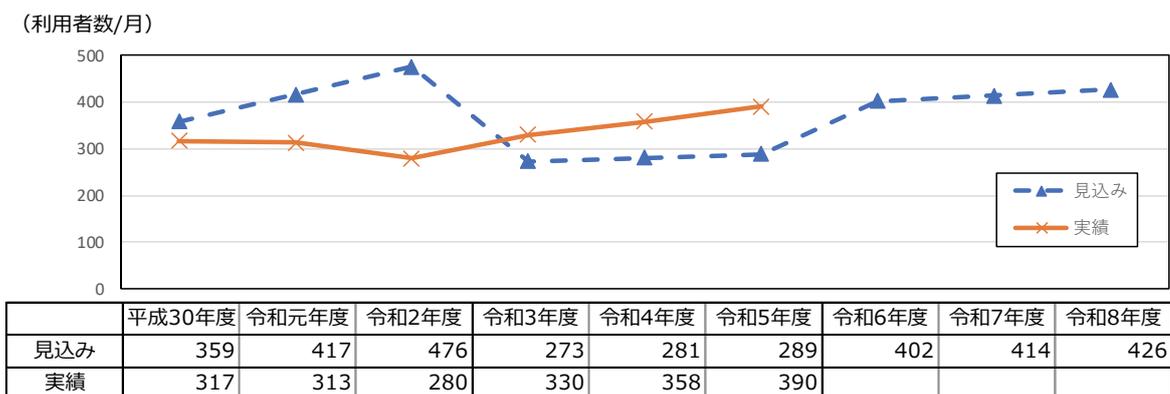
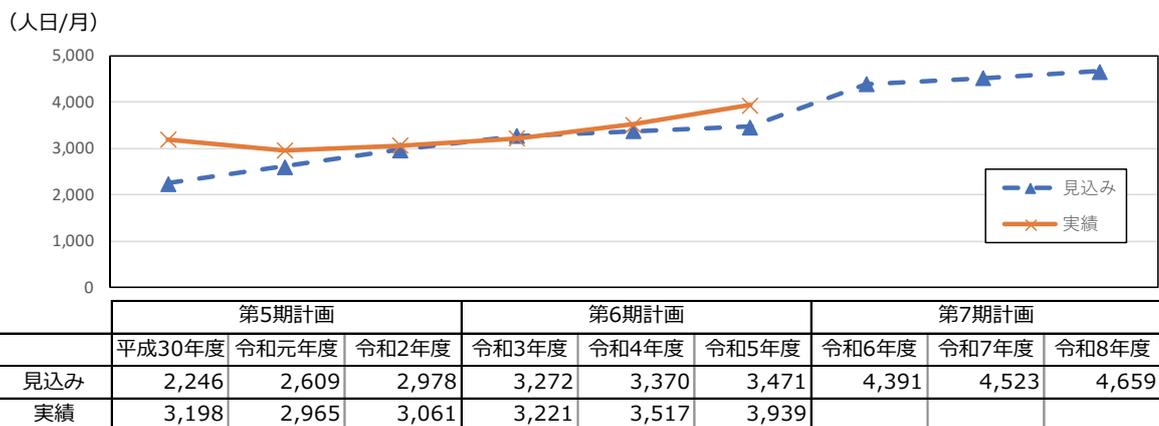
<p><b>利用実績と今後の見込み</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度の実績の延べ利用日数は1,991人日/月、実利用者数は377人/月でした。</li> <li>本計画では、令和8年度に延べ利用日数2,478人日/月、実利用者数422人/月と見込んでいます。</li> </ul>
<p><b>見込み量の考え方</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度にコロナ禍による一時的な利用控えがあったものの、令和3年度以降は利用者が増加し続けています。</li> <li>障害や発達に心配のある子どもの早期発見、早期療育は重要であることから、本サービスを必要とする子どもが増加することを見据えて算出しています。</li> </ul>
<p><b>提供体制の確保の方策</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の新規参入に向け、事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施していきます。</li> <li>児童発達支援センターひいらぎや、発達支援コーディネーターの増員等を図ることにより、市と民間事業所との役割分担及び連携によって、子どもの発達に関する支援の拡充を図っていきます。</li> </ul>



## ②放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、学校の授業終了後や休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

＜過去の利用実績と今後3年間の見込み量＞



※令和5年度は4月～9月分までの暫定実績

### 利用実績と今後の見込み

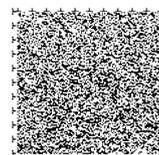
- ・令和4年度の実績の延べ利用日数は3,517人日/月、実利用者数は358人/月でした。
- ・本計画では、令和8年度に延べ利用日数4,659人日/月、実利用者数426人/月と見込んでいます。

### 見込み量の考え方

- ・令和2年度にコロナ禍による一時の利用控えがあったものの、令和3年度以降は利用者が増加し続けています。
- ・障害や発達に心配のある子どもの早期発見、早期療育は重要であることから、本サービスを必要とする子どもが増加すると見据えて算出しています。

### 提供体制の確保の方策

- ・事業者等への情報提供を進め、サービス拡大、参入を促していきます。
- ・新たに放課後等デイサービス事業を実施する事業所に対しては、指定相談支援業務や、医療的ケア児の受け入れを促す等により、市全体としての療育体制の充実を図っていきます。

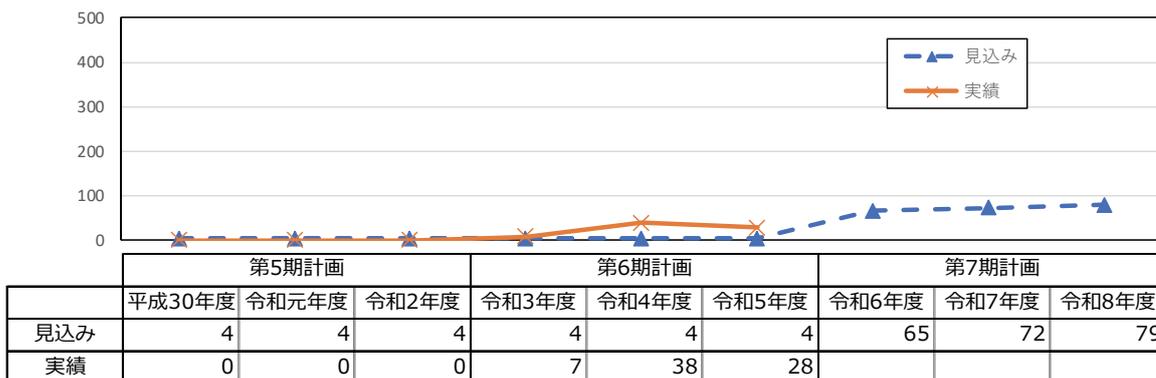


### ③保育所等訪問支援

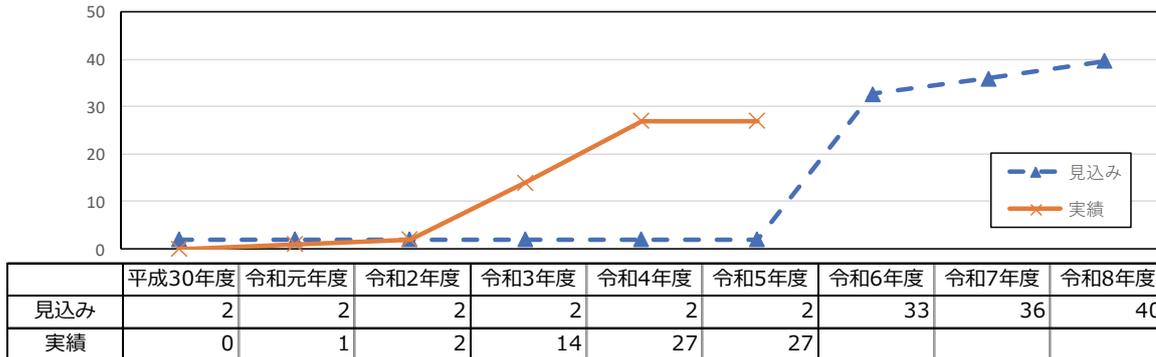
保育所等訪問支援は、保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービスです。

＜過去の利用実績と今後3年間の見込み量＞

(人日/月)



(利用者数/月)



※令和5年度は4月～9月分までの暫定実績

#### 利用実績と今後の見込み

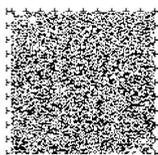
- 令和4年度の実績の延べ利用日数は38人日/月、実利用者数は27人/月でした。
- 本計画では、令和8年度に延べ利用日数79人日/月、実利用者数40人/月と見込んでいます。

#### 見込み量の考え方

- 令和3年度以降、利用者が急増しています。
- 今後も、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者の増加にあわせて利用が増加することを見据えて算出しています。

#### 提供体制の確保の方策

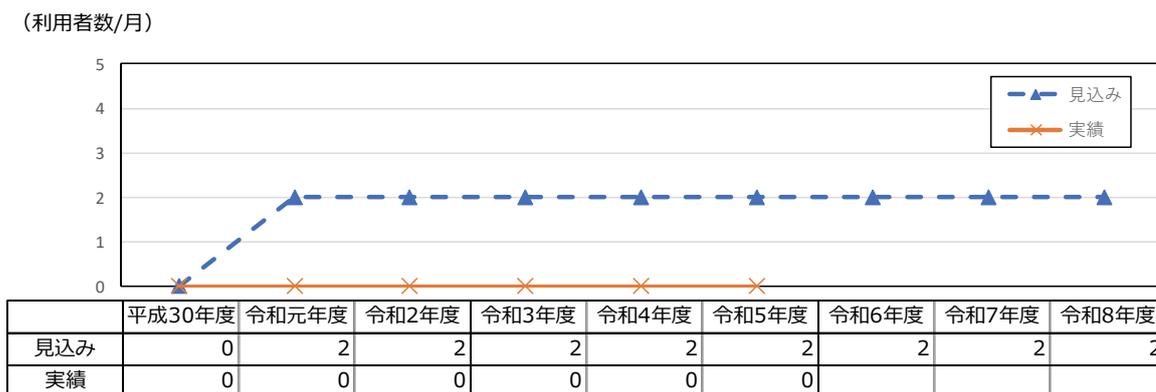
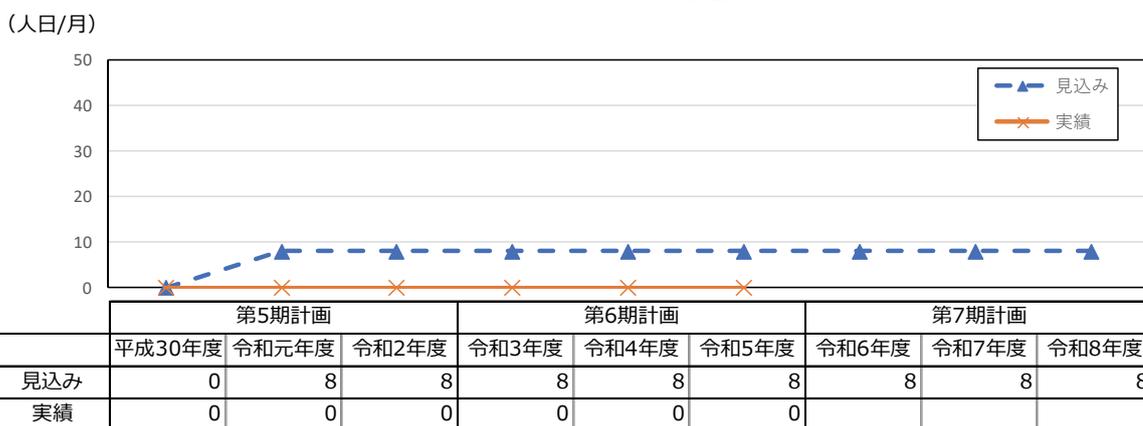
- 事業者等への情報提供を進め、サービス拡大、参入を促していきます。



#### ④居宅訪問型児童発達支援

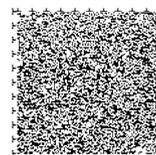
居宅訪問型児童発達支援は、重度の障害等があり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害のある子どもに対して、その居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

＜過去の利用実績と今後3年間の見込み量＞



※令和5年度は4月～9月分までの暫定実績

<b>利用実績と今後の見込み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度の実績の延べ利用日数は0人日/月、実利用者数は0人/月でした。</li> <li>本計画では、令和8年度に延べ利用日数8人日/月、実利用者数2人/月と見込んでいます。</li> </ul>
<b>見込み量の考え方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用実績がない状況ですが、前期計画の見込み数を維持するものとしします。</li> </ul>
<b>提供体制の確保の方策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの利用が見込まれる人の利用ニーズの把握や、制度の周知、事業所の開設、参入に向けた情報収集に努めていきます。</li> </ul>



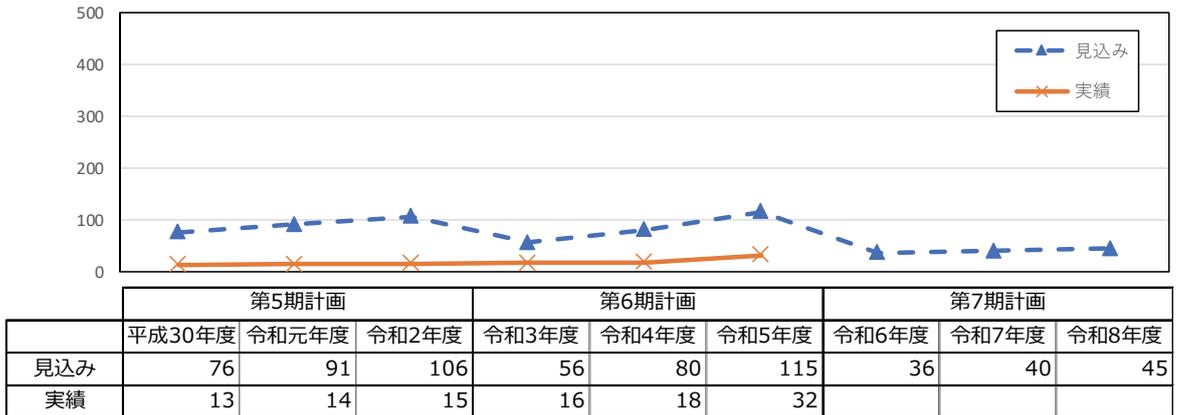
### (3) 相談支援

#### ① 障害児相談支援

障害児相談支援は、障害児通所支援を利用するに当たり、その人に適した障害児支援利用計画の作成やモニタリング等の支援を行うサービスです。

#### <過去の利用実績と今後3年間の見込み量>

(利用者数/月)



※令和5年度は9月末時点の暫定実績

<b>利用実績と今後の見込み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度の実績の実利用者数は18人/月でした。</li> <li>本計画では、令和8年度に実利用者数45人/月と見込んでいます。</li> </ul>
<b>見込み量の考え方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ここ数年、利用者数は20人を前後していますが、令和5年度の間の実績は大幅な増加となっています。</li> <li>障害のある子どもの増加や、療育に対する理解促進や支援の強化により、今後も利用者数の増加を見据えて算出しています。</li> </ul>
<b>提供体制の確保の方策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市では、これまでの側面的な支援のほか、放課後等デイサービス事業所への働きかけを行ってきたところですが、市内だけでなく近隣市を含め、障害児相談支援事業所が少ないのが現状です。</li> <li>事業所の数が限られている中で障害児利用計画の作成につながるよう、市内外の障害児相談支援事業所との情報共有・情報収集を行っていきます。また、事業者等への情報提供を進め、サービス拡大、参入を促していきます。</li> </ul>

